

私の視点×4

障害児通園施設



ひろよし 宮田 善

全国児童発達支援協議会副会長

鳩山前首相の突然の辞任表明による国会審議の停止のため、多くの重要法案が廃案となった。「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」もその一つである。

この法案の上程に対しては、障害のある当事者が中心となつて新たな障害福祉制度を検討している国の障がい者制度改革推進会議の審議を無視したという批判がある。しかし、法案の大部分は、私たちが長く要望してきた発達支援にかかわる施設の一元化（障害種別の撤廃）や障害児に特化した相談支援事業の創設などを盛り込んだ児童福祉法改正案であり、成立が待たれ

一元化めざす法改正急げ

ていたものだ。児童福祉法改正案が国会に再上程され、早急に成立することを強く求めたい。

従来、障害のある子どもたちは、「障害があるから」と保育所や学童保育などの児童福祉施設から疎外され、また「障害がまだ確定していない」という理由で乳幼児期からの障害福祉施策を受けにくかった。いわば、制度の谷間に置かれてきた。

加えて、主に就学前の障害児の発達支援を担う通園施設は、公立、私立を合わせて全国に約380カ所しか設置されておらず、設置状況にも地域格差が大きい。その上、知的障害、肢体不自由、難聴の3種別に分けられているため、自宅近くに子ども通園に合う施設がなければ入所せざるをえなかったりする状況がある。また、障害が重

度であったり両親が就労していたりして通園できない子どもは支援の対象にならず、施設の職員が家庭や保育所などを訪問して支援する国の事業もない。これらの問題を解決するため

に、2008年に親の団体も加わった障害児支援の見直しに関する検討会が開催され、その報告書は09年3月に、今回の児童福祉法改正案とほぼ同内容の閣議決定につながった。しかし、この時も衆議院の解散のため廃案となった。

この児童福祉法改正案には、障害種別に分けられている障害児通園施設を児童発達支援センターに一元化して利用しやすくし、障害児のいる家庭や保育所などをセンターの職員が訪問して支援する事業や、学齢期の障害児に放課後の発達支援をする「デイサービス事業の新設など、

柔軟な障害児支援に向けた重要な内容が盛り込まれている。障害が確定する前の、発達に気になりだした段階から専門家が相談に乗る事業の重要性も指摘されている。

障がい者制度改革推進会議は障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法の13年施行をめざして審議中である。しかし、日々発達する子どもたちはその審議を待ってはくれない。保護者や施設関係者も、児童福祉法改正に期待をかけていたが、混乱する国会は願いにこたえてくれなかった。

「私たち（障害当事者）抜きで私たちのことを決めないで！」を合言葉に進む世界の障害福祉の流れの中、子どもたち抜きで政局に、障害のある子どもたちの願いが翻弄されてはならない。